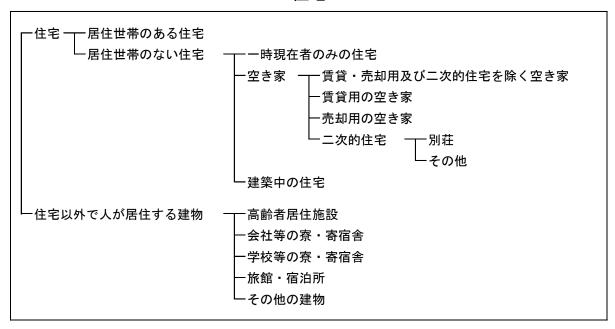
# 用語の解説

## ≪住宅≫



### 住 宅

一戸建の住宅やアパートのように完全に区画された建物の一部で、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建築又は改造されたものをいう。

ここで、「**完全に区画された**」とは、コンクリート壁や板壁などの固定的な仕切りで、同じ建物の他の部分と完全に遮断されている状態をいう。

また、「**一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる**」とは、次の四つの設備要件を満た していることをいう。

- ①一つ以上の居住室
- ②専用の炊事用流し(台所) 共用であっても、他の世帯の居住部分を通らずに、いつでも使 用できる状態のものを含む。

なお、いわゆる「廃屋」については、そのままではそこで家庭生活を営むことが困難なことから、 この調査では住宅としていない。

#### 居住世帯のある住宅

上記の「住宅」の要件を満たしているもののうち、ふだん人が居住している住宅 なお、この調査で「人が居住している」、「居住している世帯」などという場合の「居住している」とは、原則として、調査日現在当該住居に既に3か月以上にわたって住んでいるか、あるいは 調査日の前後を通じて3か月以上にわたって住むことになっている場合をいう。

# 居住世帯のない住宅

上記の「住宅」の要件を満たしているもののうち、ふだん人が居住していない住宅を次のとおり 区分した。

区分			内容
一時現在者のみの住宅		注宅	昼間だけ使用している、何人かの人が交代で寝泊まりしているなど、
			そこにふだん居住している者が一人もいない住宅
	賃貸・売却用及び二次的		賃貸用の空き家、売却用の空き家及び二次的住宅以外の人が住んでい
	住宅を除く空き家		ない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたっ
			て不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅
			など (注:空き家の種類の判断が困難な住宅を含む。)
空士	貝貝用の主さる		新築・中古を問わず、賃貸のために空き家になっている住宅
き家	売却用の空き	家	新築・中古を問わず、売却のために空き家になっている住宅
<b>办</b>	二次的住宅	別荘	週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅で、ふ
			だんは人が住んでいない住宅
		その他	ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊まりす
			るなど、たまに寝泊まりしている人がいる住宅
建領	を中の住宅 しゅうしん		住宅として建築中のもので、棟上げは終わっているが、戸締まりがで
			きるまでにはなっていないもの(鉄筋コンクリートの場合は、外壁が
			出来上がったもの)
			なお、戸締まりができる程度になっている場合は、内装が完了してい
			なくても、「空き家」とした。
			また、建築中の住宅でも、ふだん人が居住している場合には、建築中
			とはせずに人が居住している住宅とした。

# 住宅以外で人が居住する建物

住宅以外の建物でも、ふだん人が居住していれば調査の対象とした。 住宅以外で人が居住する建物の種類を次のとおり区分した。

区分	内容
高齢者居住施設	高齢者を居住させるために建てられた又は改造された建物
会社等の寮・寄宿舎	会社・官公庁・団体の独身寮などのように、生計を共にしない単身の従業
	員をまとめて居住させる建物
学校等の寮・寄宿舎	学校の寄宿舎などのように、生計を共にしない単身の学生・生徒をまとめ
	て居住させる建物
旅館・宿泊所	旅館や宿泊所・保養所などのように、旅行者など一時滞在者の宿泊のため
	の建物
その他の建物	下宿屋、社会施設・病院・工場・作業場・事務所などや、建設従業者宿舎
	のように臨時応急的に建てられた建物で、住宅に改造されていない建物

### 住宅の種類

住宅をその用途により、次のとおり区分した。

### 専用住宅

居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗、作業場、事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅

### 店舗その他の併用住宅

商店、飲食店、理髪店、医院などの業務に使用するために設備された部分と居住の用に供せられる部分とが結合している住宅や農業、林業、狩猟業、漁業又は水産養殖業の業務に使用するために設備された土間、作業場、納屋などの部分と居住の用に供せられる部分とが結合している住宅

### 住宅の建て方

住宅の建て方を次のとおり区分した。

区分	内容		
一戸建	一つの建物が1住宅であるもの		
長屋建	二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ		
	別々に外部への出入口をもっているもの		
	いわゆる「テラスハウス」と呼ばれる住宅もここに含まれる。		
共同住宅	一棟の中に二つ以上の住宅があり、廊下・階段などを共用しているものや二つ以		
	上の住宅を重ねて建てたもの		
	1階が店舗で、2階以上に二つ以上の住宅がある建物も含む。		
その他	上記のどれにも当てはまらないもの		
	例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合		

### 建物の構造

建物の構造を次のとおり区分した。

なお、二つ以上の構造から成る場合は、床面積の広い方の構造によった。

	区分	内容
木造		建物の主な構造部分のうち、柱・はりなどの骨組みが木造のもの
非木造	鉄筋・鉄骨コン	建物の骨組みが鉄筋コンクリート造、鉄骨コンクリート造又は鉄筋・
	クリート造	鉄骨コンクリート造のもの
	鉄骨造	建物の骨組みが鉄骨造(柱・はりが鉄骨のもの)のもの
	その他	上記以外のもので、例えば、ブロック造、レンガ造などのもの

### 建物の階数

建物全体の地上部分の階数をいう(したがって、地階は含めない。)。 なお、中2階や屋根裏部屋は階数に含めない。

### 建築の時期

人が居住する住宅の建築の時期をいう。住宅の建築後、増改築や改修工事等をした場合でも初め に建てた時期を建築の時期とした。ただし、増改築や改修工事等をした部分の面積が、増改築や改 修工事等後の住宅の延べ面積の半分以上であれば、増改築や改修工事等をした時期を建築の時期と した。

なお、むね数の集計における「建築の時期」とは、一棟の中に二つ以上の住宅がある場合、建物内の各住宅の建築の時期のうち最も多いものを、当該建物の建築の時期とした。

#### 住宅の所有の関係

人が居住する住宅について、所有の関係を次のとおり区分した。

	区分	内容
持ち家		そこに居住している世帯が全部又は一部を所有している住宅
		最近建築、購入又は相続した住宅で、登記がまだ済んでいない場合やローン
		などの支払が完了していない場合も「持ち家」とした。
		また、親の名義の住宅に住んでいる場合も「持ち家」とした。
借家	公営の借家	都道府県・市区町村が所有又は管理する賃貸住宅で、「給与住宅」でないも
		の。いわゆる「県営住宅」、「市営住宅」などと呼ばれているもの。
	都市再生機	都市再生機構(UR)又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開
	構 (UR) ·	発公社などが所有又は管理する賃貸住宅で、「給与住宅」でないもの。
	公社の借家	いわゆる「UR賃貸住宅」、「公社住宅」などと呼ばれているもの。
	民営借家	「公営の借家」、「都市再生機構(UR)・公社の借家」又は「給与住宅」の
		いずれにも該当しない賃貸住宅
	給与住宅	勤務先の 会社・官公庁・団体などが所有又は管理していて、職務の都合上又
		は給与の一部として居住している住宅
		いわゆる「社宅」、「公務員住宅」などと呼ばれているもの。
		※ 家賃の支払の有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている―
		般の住宅に、その従業員が住んでいる場合を含む

#### 住宅の家賃

持ち家以外の住宅において、最近、支払われた1か月分の家賃の金額。この「家賃」には、敷金・権利金・礼金や共益費・管理費などは含まれない。

なお、1住宅を2世帯以上の世帯が共同で借りている場合、各世帯が負担している家賃の総額を その1住宅の「家賃」とした。

### 住宅の共益費・管理費

家賃とは別に支払われる、廊下・階段などの共用部分の水道料・電気料・清掃費など。 1住宅を2世帯以上の世帯が共同で借りている場合の取扱いは、上記「住宅の家賃」と同じ。

### 住宅の居住室数及び居住室の骨数

#### (1) 居住室数

居住室とは、居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室をいう。 したがって、玄関、台所(炊事場)、トイレ、浴室、廊下、農家の土間など、また、店、事務室、 旅館の客室など営業用の室は含めない。

ただし、ダイニング・キッチン(食事室兼台所)は、流しや調理台などを除いた広さが3畳以上の場合は居住室とした。

また、同居世帯がある場合には、その世帯が使用している居住室も室数も含めた。

#### (2) 居住室の畳数

畳数は、上に述べた各居住室の畳数の合計をいう。洋室など畳を敷いていない居住室も、3.3 m<sup>2</sup>を2畳の割合で畳数に換算した。

### 住宅の延べ面積(居住面積)

人が居住する住宅における、各住宅の床面積の合計をいう。この延べ面積には、居住室の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関、台所、トイレ、浴室、廊下、階段、農家の土間、押し入れなどや店、事務室など営業用に使用している部分の面積も含めた。ただし、別棟の物置・車庫の面積や商品倉庫・作業場など営業用の附属建物の面積は含めない。

アパートやマンションなど共同住宅の場合は、共同で使用している廊下、階段などの共用部分の 面積を除いたそれぞれの住宅の専用部分の床面積とした。

#### 台所の型

台所の型について、次のとおり区分した。

	区分	内容
専	用台所	その住宅専用の台所
		主世帯と同居世帯が同じ台所を共同で使用している場合も含む。
	独立の台所 (K)	他の室と間仕切りされている独立の台所
	食事室兼用 (DK)	台所兼食事室のように台所と食事室が間仕切りされていない台所
		例えば、ダイニング・キッチンなど
	食事室•居間兼用	台所・食事室・居間が間仕切りされていない台所
	(LDK • LK)	例えば、リビング・ダイニング・キッチン、リビング・キッチンなど
	その他と兼用	上記以外の兼用の台所
		例えば、いわゆる「ワンルームマンション」のように居住室が1室だけ
		の住宅で、間仕切りされていない台所など
共用台所		アパートなどで、他の住宅の世帯と共同で使用している台所

### 高齢者等のための設備状況

人が居住する住宅について、高齢者等のための設備・構造を次のとおり区分した。

	区分	内容
高齢者等のための設備がある		
	手すりがある	高齢者などが住宅内でバランスを崩して転倒したりしないよう安全
		に生活するために手すりが設置されている場合
		また、手すりの設置場所について、次のとおり区分した。
		(1) 玄関、(2) トイレ、(3) 浴室、(4) 脱衣所、
		(5) 廊下、(6) 階段、(7) 居住室、(8) その他
	またぎやすい高さの浴槽	浴槽のまたぎ込みの高さ(洗い場から浴槽の縁までの高さ)が高齢
		者や障がい者に配慮されている場合
		なお、高齢者の場合は、約30~50cmをまたぎやすい高さとした。
	浴室暖房乾燥機	浴室内の天井または壁に設置されている暖房機能を有する浴室乾燥
		機が設置されている場合
	廊下などが車いすで通行	廊下や部屋の入口の幅が約80cm以上ある場合
	可能な幅	
	段差のない屋内	高齢者などが屋内で段差につまずいて転倒したりしないよう設計さ
		れている場合
		なお、玄関の"上がりかまち"や階段は、ここでいう段差に含まな
		V \ <sub>0</sub>
	道路から玄関まで車いす	敷地に接している道路から玄関口までに、高低差や障害物などがな
	で通行可能	く、車いすで介助を必要とせず通れる場合
		なお、高低差等がある場合でも、緩やかな傾斜路(スロープ)など
		が設置され、車いすで通れる場合はここに含めた。
高	齢者等のための設備がない	

### バリアフリー化住宅

人が居住する住宅について、バリアフリー化の状況を次のとおり区分した。

# 一定のバリアフリー化

高齢者等のための設備等のうち、以下のいずれかに該当すること

- ・2箇所以上の手すりの設置
- ・段差のない屋内

### 高度のバリアフリー化

高齢者等のための設備等のうち、以下のいずれにも該当すること

- ・2箇所以上の手すりの設置
- ・段差のない屋内
- ・廊下などが車いすで通行可能な幅

### 省エネルギー設備等

人が居住する住宅について、省エネルギー設備を次のとおりとした。

### 太陽熱を利用した温水機器等

水を屋根の上に引き上げて太陽の熱で温め、そのお湯を浴室や台所の給湯に利用するシステムのほか、太陽の日差しで暖められた屋根裏の空気をファンで床下に流して住宅全体を暖房するシステム

#### 太陽光を利用した発電機器

屋根の上に乗せた集光板によって太陽光を集め、これを電力に換えて用いる機器

### 二重以上のサッシ又は複層ガラスの窓

#### (1) 二重以上のサッシ

外窓と内窓が二重以上の構造となった窓(内側が障子の場合は含めない。)

### (2) 複層ガラスの窓

複数枚のガラスを組み合わせ、すき間に空気層を作ることによって断熱効果をもたせた窓

#### 腐朽・破損の有無

住宅の主要な構造部分(壁・柱・床・はり・屋根等)やその他の部分の腐朽・破損の有無について、次のとおり区分した。

### 腐朽・破損あり

建物の主要部分やその他の部分に不具合があるもの。例えば、外壁がところどころ落ちていたり、壁や基礎の一部にひびが入っていたり、かわらが一部はずれているものや、雨どいが破損してひさしの一部が取れている場合など。

### 腐朽・破損なし

建物の主要部分やその他の部分に損傷がないもの

#### エレベーターの有無等

「共同住宅」について、エレベーターの有無等を次のとおり区分した。

	区分	内容
I	レベーターあり	
	ドアの一部がガラス張り	エレベーターの中の様子について、ドアが閉まっていても外から確認
		できる場合
	防犯カメラの設置	エレベーター内に防犯カメラを設置している場合
		なお、本物のように見せかけたカメラの場合もここに含めた。
	これらの設備はない	エレベーターに上記のどちらの設備もない場合
I	レベーターなし	

### 高齢者対応型共同住宅

共同住宅のうち、その敷地に接している道路から共同住宅の各住宅の入口まで、介助なしに車い すで通行できる構造になっている場合で、次の三つの要件をおおむね満たしているもの

- ① 道路から建物内まで高低差がある場合は、傾斜路が設置してあること。
- ② エレベーターの入口の幅が80cm以上あり、乗り場のボタン及びエレベーター内の操作盤が、 車いす利用者に配慮した設計になっていること。
- ③ 共用の廊下に段差がなく、その幅が140cm以上あること。

### サービス付き高齢者住宅

高齢者対応型住宅のうち、サービス付き高齢者向け住宅として登録されている住宅

### オートロック式

建物内に共用玄関のドアがあり、外からドアを開けるためには、鍵や暗証番号などを用いるか、 居住者などに内側から鍵を解除してもらう必要がある共同住宅

### 住宅の購入・新築・建て替え等

「持ち家」について、現在住んでいる住宅の取得方法を次のとおり区分した。

	区分	内容
新	築の住宅を購入	新築の建て売り住宅又は分譲住宅を購入した場合
	都市再生機構	都市再生機構(UR)又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協
	(UR) ・公社など	会・開発公社などから、新築の住宅を購入した場合
	民間	民間の土地建物業者などから、新築の住宅を購入した場合
中	古住宅を購入	他の世帯が住んでいた住宅を購入した場合
		なお、借りていた住宅を購入した場合もここに含めた。
	リフォーム前の住宅	引渡し前1年以内にリフォームされた住宅以外の中古住宅を購入した場
		合
	リフォーム後の住宅	引渡し前1年以内にリフォームされた中古住宅を購入した場合
新	築(建て替えを除く)	「新築の住宅を購入」及び「建て替え」以外の場合で、新しく住宅(持
		ち家)を建てた場合又は以前あった住宅以外の建物や施設を取り壊して
		そこに新しく住宅(持ち家)を建てた場合
建	て替え	以前あった持ち家を壊して同じ敷地の中に新しく住宅(持ち家)を建て
		た場合
相	続・贈与で取得	相続や贈与によって住宅を取得した場合
そ	· の他	上記以外の方法で取得した場合
		例えば、住宅以外の建物を住宅に改造した場合など

# 2019年以降の増改築・改修工事等

「持ち家」について、 2019年1月以降にその世帯が使用するために増改築(「建て替え」及び「新築」を除く。)や改修工事等を行ったか否かを次のとおり区分した。

	区分	内容
増改築・改	7修工事等をした	
増築・	間取りの変更	居住室の増改築や、離れを建てたり、廊下や押入れなどを居住室に変
		更するなどの工事
台所·	トイレ・浴室・	老朽化などによる水漏れのための配管修理や水道修理、また、和式ト
洗面所	の改修工事	イレから洋式トイレへの変更やくみ取りトイレから水洗トイレへの変
		更などの工事
天井・!	壁・床等の内装	室内(トイレ、台所、浴室及び洗面所を含む。)のクロス張替えや床
の改修	工事	の張替え、畳からフローリングへの変更、床暖房の設置、建具の交換
		などの工事
		なお、単なるカーテンやブラインドの交換は含めない。
屋根・	外壁等の改修工	屋根のふき替え・塗り替え、屋根・屋上・バルコニーの床(下の階の
事		屋根となっている場合)の水漏れ修理、外壁の塗装・交換、コンクリ
		ート壁や雨どいの修理などの工事
壁・柱	・基礎等の補強	壁の新設・補強、筋かいの設置、基礎の補強、柱やはりを金具で補強
工事		などの工事
窓・壁	等の断熱・結露	窓を二重以上のサッシ又は複層ガラスに変更、天井や壁に断熱材を注
防止工具	事	入したり発砲ウレタンを吹き付ける工事
その他の	の工事	上記以外の工事
		例えば、ベランダの設置や修理、手すりの設置、電気配線(コンセン
		ト、スイッチの増設)など
増改築・改	7修工事等をして	店舗・事務所など営業用部分だけの増改築や改修工事をした場合や間
いない		貸しなど他の世帯に使用させるための工事は「増改築・改修工事等を
		していない」に含めた。